

(令和2年1月1日現在)

### 事務処理フロー図

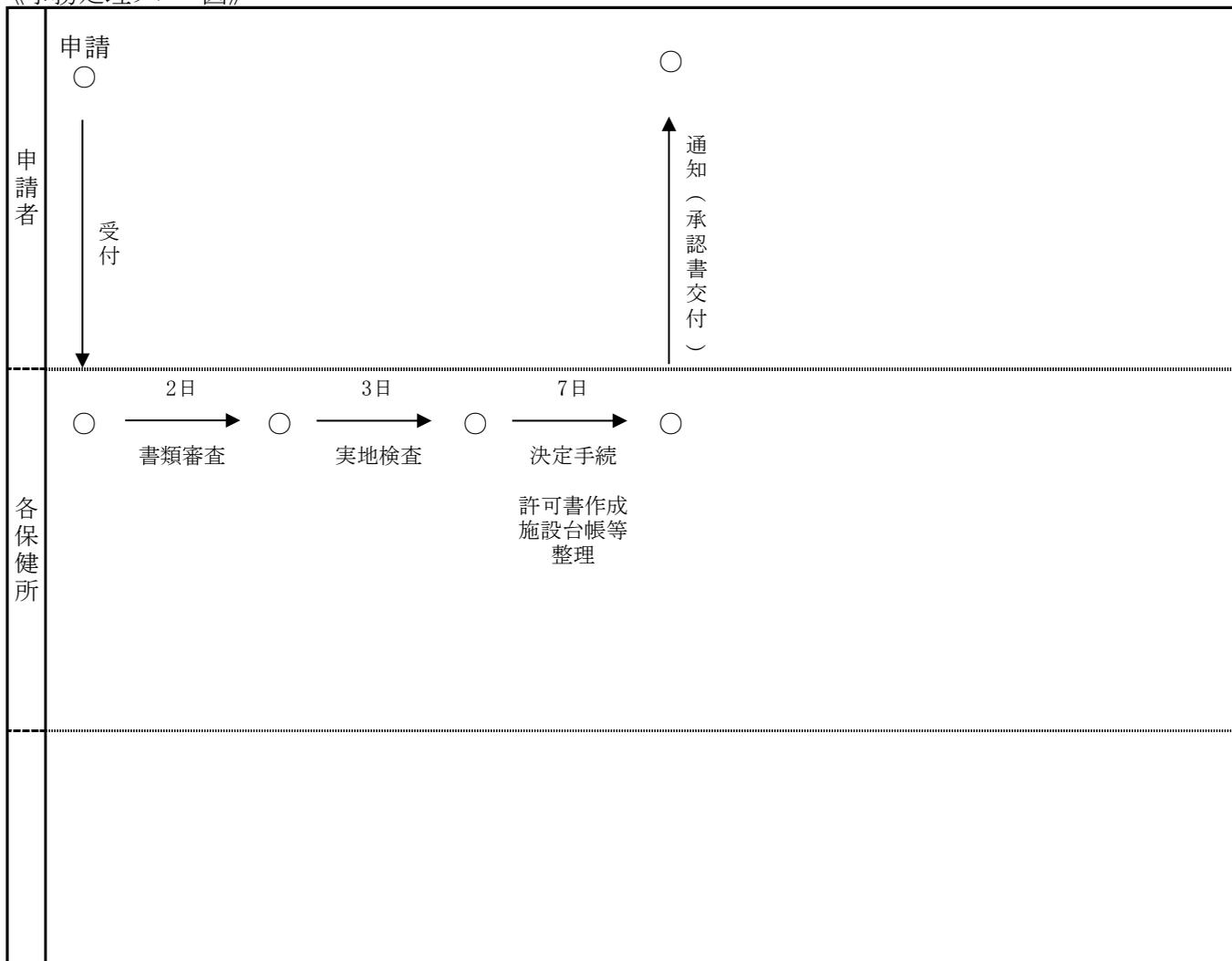
事務名 基準の特例承認(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当しない施設)

根拠法令 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第4条

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計 12日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	保健所で届出を受け付けた後、実地検査の日程等を調整します。
2	書類審査	届出書類を審査し不備があれば補正を求めます。
3	実地検査	届出のあった施設が構造設備の規定に適合しているか、現地で施設を検査します。
4	決定手続	書類審査、実地検査により決定後、施設台帳等を整理します。
5	通知	申請者に通知し、承認書を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		